

2026年1月30日

金融庁監督局保険課 御中

一般社団法人全国銀行協会

令和7年改正保険業法（1年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見について

2025年12月17日（水）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげます。

以上

令和7年改正保険業法（1年以内施行）に係る「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対する意見について

#	別紙番号	該当箇所	意見等
1	別紙 1	II-4-2-15-3 (1)	規則第 215 条の 4 第 1 号ニおよび規則第 227 条の 17 第 1 項第 4 号にいう「法令等遵守責任者としての業務の実施に支障を及ぼすおそれがない場合」に該当するか否かは、代理店の規模を踏まえ、営業所の規模や契約件数、地理的近接性等の要素を総合的に勘案し、仮に店舗が離れているケースや一名が複数店舗を兼務している場合においても、法令等遵守責任者としての業務が実効的に実施可能か委託元の保険会社と代理店側で協議等のうえで、判断してもよい認識で相違ないか。
2	別紙 1	II-4-2-15-3 (1)	金融機関によっては、金融商品取引法上の登録金融機関業務における内部管理責任者（日本証券業協会の自主規制規則（「協会員の内部管理責任者等に関する規則」にもとづくもの）と保険業法施行規則第 212 条に定める法令等遵守責任者を兼任させており、支店の副支店長、出張所においては所長がその任にあたっている場合もある。今般新設される法令等遵守責任者について、所定の要件を満たすため、法令等を遵守して保険募集の業務を実施できるように必要な助言や指導を行うことができるような人材を選任した場合、代理店の判断において、法令等遵守責任者と内部管理責任者を兼任し従事させてもよい認識で相違ないか。

以上